

認知症でも住み慣れた

認知症の人は…?

自覚がない

わからない

何もできない

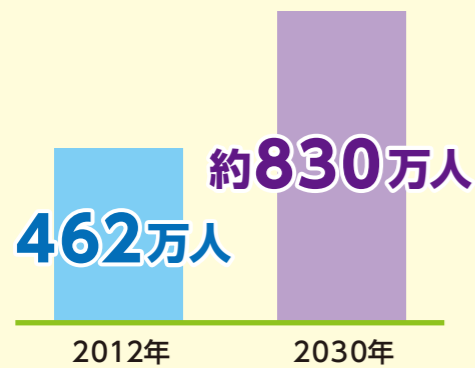
認知症の症状がでてきた時、「あれ？私、何か変…。」と初めに気が付くのは本人です。気付き始めると、心配で不安が強くなり心細く悲しんでいます。

周囲の人が、その変化や気持ちに気づき、温かく「見守る」自然に「手助け」することが大切です。



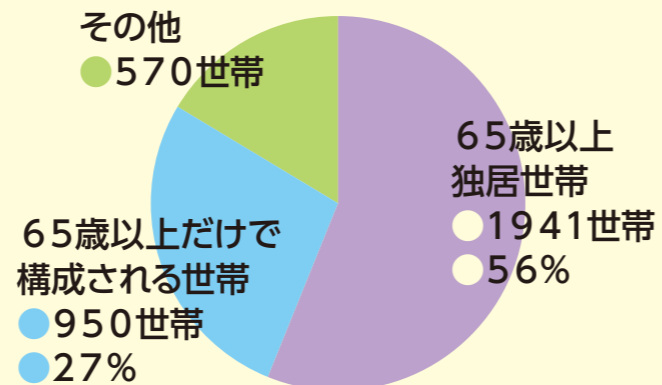
日本の認知症の人の将来推計

※65歳以上



【日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究】
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)より

赤平市の65歳以上の高齢者がいる世帯



令和2年11月1日現在「住民基本台帳」より

少子化の影響を受けて、支える側の人口比率が減り続けます。そこで、支え合いが大切です！
あなたの隣の人・ご近所の見守り・支え合いが地域を守ります。

例えば…

最近、姿がみえないなあ

ずっとカーテンが閉まっていて電気がついてるなあ

見守り・支え合い

あ

か

び

ら

で！

そこで！力を貸して下さい！！

特別な事はしなくても大丈夫です。認知症の人が抱える様々な不安や苦しみを理解し、さりげなく認知症の人を支え、誰もが安心して暮らせるまちを一緒に目指しましょう！

あっと思ったら

認知症を知ってみませんか？

かंगाえ込まないで

相談して、対処の方法を知りましょう

びとりじゃないよ

認知症の人をサポート(支える)しましょう

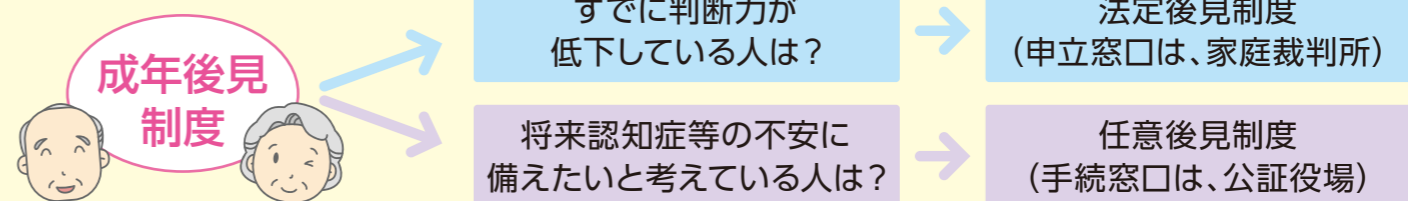
じぶんらしく生きよう

いつまでも、あかびらで過ごせるように…

本人の財産や権利を護るため、知っておきたい制度と福祉事業

成年後見制度とは？

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度です。家庭裁判所への申立が必要です。



申立てのお問合せ 札幌家庭裁判所滝川支部 ☎ 0125-23-2311

手続のお問合せ 滝川公証役場 ☎ 0125-24-1218

日常生活自立支援事業とは？

軽度の認知症・知的障害・精神障害のある在宅で生活する人に対し、福祉サービスを利用する手続や日常生活費の管理等を支援する福祉事業。

相談・お問合せ 赤平市社会福祉協議会 ☎ 0125-32-1015

赤平市地域包括支援センターでもお問合せやご相談に応じます ☎ 0125-32-0661